

## 口座の維持および取引の制限基準

1. 本口座の開設にかかる手続の完了後であっても、関連法令に基づく取引時確認が必要な場合その他当社が必要と認める場合には、お客様に対し各種確認や当社が指定する必要書類の提出を求める場合があります。お客様が正当な理由なくこれらの確認に応じず、また必要書類を提出しない場合、当社は当該お客様との取引の全部または一部を停止し、または口座を凍結することができるものとします。これにより生じた損害については、当社は一切の責任を負わないものとします。
2. 前項の各種確認や必要書類の提出の求めに対するお客様の回答、具体的な取引の内容、お客様の説明内容およびその他事情を考慮して、当社がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、もしくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、当社はお客様との取引の全部または一部を制限する場合があります。これにより生じた損害については、当社は一切の責任を負わないものとします。
3. 前二項に定める取引の制限等について、お客様からの説明等に基づきマネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたと当社が認める場合、当社は当該取引の制限等を解除します。
4. 日本国籍を保有せず本邦に居住するお客様は、当社の求めに応じ適法な在留資格を保持している旨を当社所定の方法により届け出るものとします。この場合において、当該在留資格の届け出に使用された在留カードまたは特別永住者証明書の有効期間を経過した場合、取引の全部または一部を停止し、または口座を凍結することができるものとします。

以上